

ぶらんこの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認49産第9822号・昭和49年12月28日

通商産業大臣改正承認51産第7279号・昭和51年11月15日

飯島	義郎	早稻田大学
奥田	富子	日本女子大学
宇留野	勝正	東京家政大学
松岡	寿人	(財)日本文化用品完全試験所
薦口	嘉孝	工業品検査所
井上	直時	通産省文化用品課
若林	茂	" 検査デザイン課
内日	禎夫	" 消費経済課
西田	誠次	工業技術院電気規格課
甲斐	麗子	主婦連合会
河島	霞	全国地域婦人団体連絡協議会
伊藤	康江	消費科学連合会
金森	房子	日本消費者協会
西堀	雄三	全国児童乗物団体連合会
森井	宗実	(社)日本スポーツ用品工業協会
木下	匠	(株)トヤマ (ぶらんこ)
広瀬	昭夫	(株)日栄製作所 (ぶらんこ, 鉄棒)
高岡	林	栃木乗物工業(株) (すべり台)
中川	紀一	(株)中川鉄工所 (鉄棒)
勢能	一男	勢能体育用品(株) (")
星崎	光男	(株)山崎サマシ製作所 (ぶらんこ)
岡田	範道	(株)岡田 (鉄棒, ぶらんこ, すべり台)
北川	健治	北川木工(株) (すべり台)
下河辺	孝	製造安全協会

ぶらんこの認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、組立可搬式のぶらんこの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、使用者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

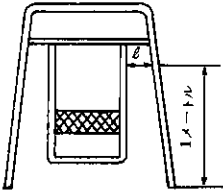
この基準は、主として一般家庭で幼児が使用する対座2人用組立可搬式のぶらんこ(以下、ぶらんこという。)について適用する。

なお、ここでいう幼児とは、標準として2才児から6才児までをいう。

3. 安全性品質

ぶらんこの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、 外観及 び寸法	<p>1. ぶらんこの構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立ては簡単で、正常な方法によって組立てたぶらんこ各部には、ゆるみ、がた、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 使用時に人体が触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p> <p>(4) 座席には、6ミリメートル以上40ミリメートル未満のすき間がないこと。ただし、座面及び背もたれと背わくとのすき間は、6ミリメートル未満であること。</p> <p>(5) 踏台には、6ミリメートル以上のすき間がないこと。</p> <p>(6) つり棒と踏台とのすき間は、6ミリメートル未満又は15ミリメートルから25ミリメートルの範囲内であること。</p>	<p>(1) 製品に添付する取扱説明書によって組立てた後、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(3) 目視及び触感により確認すること。</p> <p>(4) スケール等により確認すること。</p> <p>(5) スケール等により確認すること。</p> <p>(6) スケール等により確認すること。</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(7) つり棒は、支柱に確実に取付けられており、回転部分には、手をはさむようなすき間がないこと。</p> <p>(8) 踏台下面の最低地上高さは、10センチメートル以上であること。</p> <p>(9) 地上高さ1メートルの位置で支柱とつり棒との間隔は、10センチメートル以上であること。</p>	<p>(7) つり棒を最大振れ角度まで持ち上げながら、目視及び触感により確認すること。</p> <p>(8) スケール等により確認すること。</p> <p>(9) 図1に示すℓ寸法をスケール等により確認すること。</p> <p style="text-align: center;">図 1</p> 
2. 耐荷重	<p>2.(1) 座席の座面、背もたれ及び手すり並びに踏台それぞれについて、60キログラムの力を3分間加えたとき、ぶらんこ各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。</p> <p>(2) 座席は使用時に容易に折り畳まれない構造を有すること。</p>	<p>2.(1) 座席の座面、背もたれ及び手すり並びに踏台それぞれについて、その中央部に60キログラムの力を3分間加え、各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>(2) 座席は容易に折り畳まれない止め機構を有しており、背わく中央部を上方向へ7キログラムの力を3分間加えたとき、座席が折り畳まれることがなく、傷害を与えるようなすき間がないこと。また、荷重除去後、座席各部に破損及び変形等がないことを目視及び触感等で確認すること。</p>
3. 耐衝撃	3. 踏台中央部に20キログラムの砂袋を30センチメートルの高さから落下させたとき、ぶらんこ各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。	3. 踏台中央部に20キログラムの砂袋を30センチメートルの高さから落下させ、各部に異状がないことを確認すること。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4. 耐久性	4 各座席に20キログラムの砂袋を載せ、左右各20度で連続1万往復振ったとき、ぶらんこ各部にき裂、破損、使用上支障のある変形等の異状がないこと。	4. 各座席に20キログラムの砂袋を載せ、左右各20度で連続1万往復振ったとき、各部に異状がないことを確認すること。
5. 材 料	5. ぶらんこの材料は、人体に有害な影響を与えないものであること。	5. 食品衛生法に基づく厚生省告示第370号第4おもちゃの規定に適合していることを確認すること。
6. 附属品	6. 附属品は、ぶらんこの使用上の安全性を損なわないものであること。	6. 傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのびり等の有無とその材質及び機能等について、それぞれ目視及び触感等により確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

ぶらんこの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表 示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名又はその略号</p> <p>(2) 製造年月日若しくは輸入年月又はその略号</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p>
2. 取 扱 説 明 書	<p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 組立ての要領及び注意</p> <p>(2) 部品及び附属品の一部が取り外されているぶらんこは、その組立ての要領及び注意</p> <p>(3) 使用上の注意</p> <p>(a) 初めて使用する幼児は、保護者が使用上の注意を指導すること。</p> <p>(b) 同時に3人以上では使用しないこと。</p> <p>(c) 座席及び踏台以外には乗らないこと。</p> <p>(d) 設置場所は水平、平坦で、ストープなど危険物の付近では使用しないこと。</p> <p>(e) ぶらんこを使用する年齢範囲は、2才児から6才児までとすること。</p>	<p>2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるか確認すること。</p>